

第十号議案

江戸川区民センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

第一条 江戸川区民センター条例の一部を改正する条例
 一部を次のように改正する。

第三条第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改める。
 第六条中「認めた」を「認める」に改める。
 第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等の」に改める。
 別表集会室の項中

四〇四〇七	一時間単位 各室	二一〇円
-------	----------	------

を

四〇四〇七	一時間単位 各室	二一〇円
四〇八	一時間単位	三一〇円

に

改め、同表中

子ども図書室
運動室

を

子ども図書室

に改める。

第二条 江戸川区民センター条例の一部を次のように改正する。

別表料理講習室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表集会室の項

中「四一〇円」を「四二〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表音楽室の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表ホールの項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表バンケットルーム（高砂）の項中「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に改め、同表バンケットルーム（芙蓉）の項中「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六二〇円」に改め、同表バンケットルーム（福寿）の項中「二、五七〇円」を「二、六二〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九九〇円」に改め、同表バンケットルーム（千歳）の項中「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表バンケットルーム（常盤）の項中「四、二二〇円」を「四、三〇〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二五〇円」に改め、同表バンケットルーム（雅）の項中「一、九五〇円」を「一、九九〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に改め、同表バンケットルーム（孔雀1・孔雀2）の項中「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「四、七三〇円」を「四、八二〇円」に改め、同表Gスタジオの項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表こども音楽室の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区民センター条例別表集会室の項の改正規定及び次項の規定
定 江戸川区規則で定める日

二 第二条及び付則第三項の規定 平成三十一年十月一日
(準備行為)

2 前項第一号に掲げる規定による改正後の江戸川区民センター条例別表集会室の項に規定する施設の利用申請その他利用のための必要な準備は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第二条の規定による改正後の江戸川区民センター条例別表の規定は、平成三十一年十月一日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

江戸川区民センターの運動室を廃止し、新たに集会室を設置するとともに、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。